

公共工事における工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に
関する情報の通知に関する注意事項

- 1 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象（※）が発生するおそれがある場合に提出するものであり、当該事象の発生するおそれがない場合は、提出する必要はありません。

※主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
※特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出してください。
- 3 通知書の「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いてください。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意してください。）
- 4 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができますが、当該協議については、請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意してください。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。